

# 告 示

## 埼玉県告示第六百六十六号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三芳町

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業地域

三芳町地内

四 作業期間

令和二年五月二十六日から令和三年二月二十六日まで